

中途採用求人情報発信強化事業補助対象者の選定に係る審査要領

令和3年6月15日
雇用労働政策課

1 目的

この要領は、中途採用求人情報発信強化事業の補助対象者の選定について必要な事項を定める。

2 審査方法

(1) 第一次審査

交付要綱等に定める補助事業者の要件に合致するかについて、事前調査への回答内容及び添付書類により確認する。

(2) 第二次審査

第一次審査において一定の基準を満たした企業について、本事業による取組内容や経費の妥当性、正規雇用の雇用創出見込み等を審査員が総合的に審査する。ただし、事前調査へ回答のあった申請予定総額が予算上限を上回らない場合は、第二次審査を省略し、第一次審査の中で事業目的に合致するか確認した上で補助事業者を決定することがある。

(審査員)

雇用労働政策課長、雇用労働政策課雇用対策担当主幹、産業政策課企画推進担当主幹

3 審査内容

(1) 第一次審査は、次に掲げる要件を全て満たした事業所を合格とする。

○ 審査項目

	審査項目
1	本社又は事業所（工場）が宮崎県内に所在すること。
2	（実態として）対象業種であり、対象業種の求人にかかる事業実施を計画していること。
3	事業内容が本事業の目的に合致していること。
4	法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合会及び土地区画整理組合を除く。）でないこと。
5	雇用保険適用事業所であること。
6	令和3年3月1日以降において、採用求人を公表していること。ただし、いずれの求人も県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。
7	正規雇用労働者（中途）の採用を予定していること。
8	補助事業実施にかかる調査・検査等に協力すること。

(2) 第二次審査

本事業による取組内容や経費の妥当性、正規雇用の雇用創出見込み等を審査員が総合的に審査する。また、審査員による採点に加えて、国や県の認証、認定マークの取得状況により加点を行う。

○ 審査員による審査項目及び配点

	審査項目	配点
1	当該補助事業を活用した取組内容が適当なものであるか。	5 (×5)
2	経費の積算は妥当か。	5 (×3)
3	正規雇用労働者(中途)の雇用創出の可能性が高いか。 (採用予定数等)	5 (×5)
4	補助事業終了後においても、引き続き雇用が継続される見込みがあるか。	5 (×3)
5	県が補助するにふさわしい事業計画であるか。	5 (×2)
	合計	90

※各事項の5段階の評点に各項末尾の括弧内の数を乗じた点数とする。

【補足：評価基準（5段階）】

- 5 非常に優れた内容(状況)
- 4 優れた内容(状況)
- 3 標準的な内容(状況)
- 2 標準よりもやや劣る内容(状況)
- 1 標準よりも劣る内容(状況)

○ 事実に基づく加点項目

6	働きやすい職場づくり、その他事業所の取組内容等について、国や県などの認証(認定マーク)を受けているか。 <各認定制度の配点> ひなたの極、くるみん、えるぼし、ユースエール：10 宮崎県中小企業大賞、宮崎県成長期待企業：5 仕事と生活の両立応援宣言：2 ※ 複数の認定を受けている場合は、それぞれの配点を合計して加点する。	最大52点
---	---	-------

4 補助事業者の採択

(1) 採択

第二次審査において、各審査員の得点数の合計数(90点×3名 計270点)と、認証制度・認定マークの取得状況による加点分(最大52点)を合

わせた点数の高い者から順に予算（19,500千円）の範囲内で補助事業者を選定する。ただし、事前調査へ回答のあった申請予定総額が予算上限を上回らない場合は、第二次審査を省略し、第一次審査において要件を満たす事業者を補助事業者を選定する。

なお、必要に応じて、応募内容に条件を付して決定する場合がある。この際、県が付す条件への同意が得られない場合は、不採択となった事業者を繰上げて採択する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、事前調査に対して応募（提出）のあった全ての事業者へ郵送及び電子メールにより通知する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月14日から施行する。